慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	近世中期朝鮮通信使乗馬役の研究： 道中における鞍置馬・鞍皆具負担を中心に
Sub Title	Study of horse procurement for the Korean embassy in the mid-early modern priod : procurement for kuraokiuma（鞍置馬）and kurakaiqu（鞍皆具）on the way
Author	横山, 恭子(Yokoyama, Kyoko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2010
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.79, No.4 (2010. 12) ,p.1(341)- 30(370)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20101200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世中期朝鮮通信使乗馬役の研究

――道中における鞍置馬・鞍皆具負担を中心に――

横山恭子

はじめに

近世日本においていわゆる「鎖国」政策がとられる中、一二回に渡り隣国朝鮮から通信使が来日した。[1] 朝鮮は徳川幕府が唯一対等外交を結んだ国であり、その使節の来日は日朝両国の外交儀礼であると同時に、新将軍の就任を内外に示す国家的行事でもあった。通信使一行は最も多いときで五〇〇人にも及ぶ人員で構成され、全一二回のうち一〇回が将軍の待つ江戸へ参向している。[2] この将軍への外交使節団の日本国内移動についてはそのほとんどが日本側の負担により支えられていた。とりわけ陸上通行区間となる淀・江戸間約五二六kmでは通信使一行の通行や荷物輸送を担うため、大勢の諸大名や沿道諸国の人々が動員されていたのである。

これまでの朝鮮通信使研究は政治面、文化面を中心に進められてきており、[3] 迎え入れる日本側の負担面、経済面に注目したものは少ない。その中にあって武田勝蔵氏[4]は通信使の用いる乗馬に注目し、後に大名課役の観点から分析した池内敏氏、[5] 土田良一氏[6]により、寛永二〇年（一六四三）までに諸大名の鞍置馬（くらおきうま）・鞍皆具（くらかいぐ）[7]負担方式の基礎が築かれ、正徳・享保期にかけて整備されていったことが明らかにされた。しかし池内氏が明暦期から享保期までを一括りに制度化の進む過程とみなすのに対し、土田氏は天和期と正徳期の負担方法の違いを指摘しており、正徳期の捉え方に見解の相違がみられる。[8] また幕府主導の乗馬調達には、諸大名のみならず沿道諸国の村々も関わっておりその全体像は不明なままであった。そこで筆者は旧稿において、乗馬調達の仕組みの解明に焦点

を絞り、享保四年（一七一九）の事例からこれまで曖昧にされてきた乗馬の調達先が、諸大名と沿道諸国の二種類にはっきり分けられることを指摘した。その上で最終的に通信使の通行の現場を取り仕切る対馬藩役人出馬役の役割を検証し、乗馬調達全体が幕府、諸大名、沿道諸国の村々、対馬藩の四者の協力体制により成り立っていたことを明らかにした。(9)

このように時期を限定することで乗馬調達の全体像は見えてきたものの、個々の調達先に課された負担の制度的変遷について詳しく言及するには至らなかった。特に正徳期の鞍置馬・鞍皆具負担方法については検討の余地があり、享保期以降の本格的な分析もなされておらず課題として残ったままである。

よって本稿では信使用の乗馬について概観した上で、宗家文書の『朝鮮通信使記録』の中でも「諸御大名ヨリ被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出御御書付写」(10)など幕府から対馬藩へ伝えられた諸大名の割り当ての記録をもとに、正徳期から宝暦期までの鞍置馬・鞍皆具負担方式の制度的変遷を明らかにする。そして正徳期に鞍置馬・鞍皆具負担方法の改変に携わった新井白石の意図や享保期以降の負担方法のあり方を踏まえ、通信使来日における正徳・享保期の意義について検討していきたい。なお筆者は、信使用の乗馬のために諸大名が鞍置馬・鞍皆具、随行する添人等を供出した役負担を「乗馬役」と捉えている。(11)厳密には江戸城登城時等でもこの役負担がみられるものの、(12)本稿では淀・江戸間の道中における鞍置馬・鞍皆具負担の分析に絞り、乗馬役の全体像の解明には至っていないことをあらかじめ断っておく。

一　鞍置馬・鞍皆具負担の概要

1、通信使の通行と乗馬

そもそも朝鮮通信使が陸上通行に用いた乗馬とは一体どのようなものであったのか。まず通信使の通行と、その際に用いる乗馬について概観していく。

通信使一行は日朝外交を取り仕切る対馬藩宗氏の先導を受け、釜山から海路を大坂まで進み淀川を川御座船で溯り、淀からは陸路中山道、美濃路、東海道を経て江戸へ向かった。その行程は、江戸初期の将軍上洛ルートとほぼ同じであり、途中の大河川には将軍と勅使にしか許されなかった船橋の架橋も行われている。同行する対馬藩主も道中での様子をつぶさに老中へ報告するなど、幕府や対馬藩にとって通信使の通行はまさに「送迎」とい

うべきものであった。

実際に通信使行列の構成と乗物・移動手段についてみていく。通信使一行は、「通信使行列」と呼ばれる大行列を形成し移動する。例えば安定期とされる享保四年（一七一九）の場合[13]、その行列は通信使随行員、警護のための対馬藩役人、馬子・人足等の補助者から構成され、約三二〇〇人に及ぶ大規模なものであった。さらに一行の前後に移動する対馬藩主や以酊庵輪番僧の行列、荷物を運ぶ荷馬・人足などを合計すると、通信使と共に移動する人員は約四四〇〇人にまで膨れあがる[14]。ところが江戸へ向かう通信使随行員はわずか三六五人にすぎず、彼らはこの一〇倍を超える大勢の日本人に支えられながら通行していたことになる。通信使随行員は輿、駕籠、乗馬、乗掛馬、徒歩などで移動したが、中でも最も多く用いられたのが乗馬であった。

信使用の乗馬は、乗者に応じ「上馬」と「中馬」の二種類に分けられる。上馬は上官・次官・小童等が、中馬は中官以下が乗るための馬とされた。天和期以降、それぞれ一日の見積もりで上馬八〇疋、中馬一八〇疋が用意された[15]。実際にこれらを用いたのは二四〇人程の信使で残りは余計馬（予備の馬）として確保されていた。この上馬・中馬には移動手段の馬と騎乗するための鞍だけではなく、幕府により八人程の添人「足軽壱人、口付弐人、沓籠持、長柄傘、絹合羽、合羽籠持、挑灯持[16]」を付けることが規定されていた。武士身分の足軽や馬子のみならず長柄傘や絹合羽などの携帯品も整えるなど、移動中の信使に不自由がないよう配慮されていたことがうかがえる。この添人付きの乗馬は街道・宿駅での継ぎ立てに用いる荷馬・駄馬とは異なる高級な乗物であり、その必要数の確保のため幕府に動員されたのが諸大名と沿道諸国の村々からなる二つの調達構造であった[17]。

2、諸大名の負担について

このうち諸大名の負担対象を上馬・中馬ごとに確認する。上馬は「鞍置馬」、つまり馬、鞍皆具、添人とも諸大名からひとまとめで提供された乗馬であった。中馬の場合は少々複雑で「御馳走所之御代官所并其所之国主ヨリ小荷物馬被出候を諸大名ヨリ之馬附之使者請取之鞍置馬ニシテ被出候事[18]」と、接待地の代官所や沿道諸国の村々から集められた荷馬用の馬に、諸大名から供出された鞍皆具と添人をつけた即席の乗馬であった。つまり、諸大名は上馬となる鞍置馬、中馬用の馬具となる鞍皆具、

そして信使に同行する添人を負担したのである。

それでは、一体どれほどの諸大名が鞍置馬・鞍皆具等の負担に携わったのであろうか。通信使来日時の大名課役について同じく享保四年（一七一九）の事例をまとめると次のように大別される。[19]

(1)接待役	三八家	約一四％
(2)川船役	七家	約　三％
(3)道中での鞍置馬負担	三五家	約一三％
(4)道中での鞍皆具負担	一五二家	約五八％
(5)江戸城登城時の鞍置馬負担	一七家	約　六％

右のように、道中において鞍置馬負担に携わった大名は接待役に並び、鞍皆具負担大名はこれらを遙かに凌ぐことがわかる。双方を合わせた大名数は一八七家となり、享保四年に確認される大名二六三家[20]のうち約七一％を占める。さらに江戸城登城時を加えた鞍置馬・鞍皆具負担大名は全員で二〇四家となり、全大名の約七八％にも及ぶ。よって鞍置馬・鞍皆具負担は、動員大名数の上で通信使来日時の最も大規模な役負担あったといえる。なお接待役の場合、通信使が領地内や付近を通過するという地理的条件を伴う。また川船役も川御座船の所有を前提とするため一部の大名に限られる。[21]これに対し鞍置馬・鞍皆具負担は特に条件や制限がないため、先の二つとは少々異なる役負担であったともいえる。このように様々な役負担を担う大勢の諸大名により、通信使の通行は実現していたのである。

3、天和期までの鞍置馬・鞍皆具負担

ここからは、道中における鞍置馬・鞍皆具負担について寛永年間から天和期までを中心にみていく。まず慶長一二年（一六〇六）、寛永元年（一六二四）に関しては史料が少なく部分的にしか判明しない。僅かに寛永元年の『徳川実紀』に「鞍馬二百疋、駄馬三百疋三嶋駅までつかわして迎へしめらる」[22]とあり、三島・江戸間が継立区間として設定され幕閣や沿道大名により区間を分けた負担がなされていたと推察されるものの全体像は不明である。

幕府の方針は近世日朝関係が安定化する寛永一三年（一六三六）以降に定例化していく。この年から天和期までは諸大名への割り当てに際し①鞍置馬・鞍皆具双方の負担、②継立区間六区間（往復とも）の設定が継続さ

れる。土田氏も「家光政権最後の通信使来日までに、その後の大名動員方式が完成した」[23]とし、寛永二〇年までには鞍置馬・鞍皆具負担方法が制度的に整えられていたことを指摘している。

しかし、通信使の来日に伴う負担の割り振りや基準は未だ不均等なままであった。天和期を例にあげると、六九の大名家が鞍置馬・鞍皆具双方を供出し六区間（往復とも）の継立区間に割り振られた[24]。このうち最短区間は参向時彦根・守山間（一日行程・三五km）である一方、最長区間は参向・下向の吉田・三島間（五日行程・一七五km）と、単純に距離・日数を比較しただけでも五倍の開きがあった。また、負担大名のうち彦根藩井伊家は一藩のみで接待役と重複しながら参向時彦根・大垣間（一日行程・五〇km）、下向時彦根・守山間（一日行程・三五km）で上馬となる鞍置馬八〇疋、中馬に用いる鞍皆具一八〇疋分のすべてを任せられていた。尾張藩徳川家も参向時名古屋・吉田間（二日行程・六五km）、下向時吉田・大垣間（三日行程・一一二km）において同様に単独で負担している。しかし他の区間はいずれも一〇以上の大名家で分担し、少数の鞍置馬・鞍皆具を負担するなど場所により負担基準や方法に大きな違いが見られた。

二、正徳期の鞍置馬・鞍皆具負担

1、負担方法の改変

正徳期になると通信使の聘礼様式が新井白石によって大きく改変され、その影響が鞍置馬・鞍皆具の負担方式にも及ぶこととなった。新井白石というと通信使の聘礼様式を独自に改変し、信使側との紛争を招いたことでよく知られている。その白石は通信使来日時の大名課役の一つである鞍置馬・鞍皆具負担にも大きな影響を与えていた。ここでは、白石と朝鮮御用掛の幕閣が進めた負担方法の改変について具体的に整理し、その背景に迫っていく。

先にも述べたように、天和期までは一大名に鞍置馬・鞍皆具双方を一括して負担させるのが原則であった。ところが通信使を迎える正徳元年（一七一一）四月、朝鮮御用掛老中土屋相模守政直[25]は、まず「鞍置馬」の供出を三三の大名家に命じた。その約一か月後、同じく土屋相模守が別の一二一の大名家に命じたのは「鞍皆具」のみの負担であった[26]。負担大名は合計一五四家に及び、天和期の六九家の二倍を上回っている。そしてこれらの割り当てを対馬藩に伝える際も、鞍置馬負担大名と鞍皆具負

担大名の分を別々の帳面にまとめ報告している。[27] つまり幕府は、鞍置馬・鞍皆具負担の分離という方針転換に踏み切ったのである。次の『通航一覧』[28] からは、この役負担の分離に関する詳細がうかがえる。

一朝鮮人來朝之節、拾萬石以上乗馬出候、是者自分御持用の馬皆具相添役人等相付候、淀より京都、夫より美濃大垣まてとあり、是者上馬と申、上官の類乗申候、拾萬石以下の衆者、代官衆より在々の馬を請取て乗馬に仕立、馬の皆具の役人は其大名より出て、淀より江戸まて通し馬に仕候、是を中馬と申、中官の類乗申候（後略）

（傍線引用者、以下同）

右には「拾萬石以上乗馬出候、是者自分御持用の馬皆具相添役人等相付候」と、一〇万石以上の大名の負担対象は信使用の上馬となる「乗馬」すなわち鞍置馬で、自藩の鞍皆具や役人とともに差し出したとある。加えて「拾萬石以下の衆者、代官衆より在々の馬を請取て乗馬に仕立、馬の皆具の役人は其大名より出」すと、一〇万石に満たない大名の負担対象は「馬の皆具」つまり鞍皆具であり、代官衆を介して沿道諸国の村々から調達した馬にのせ中馬にしたことが確認できる。これらから一〇万石という石高を境に、負担対象が鞍置馬または鞍皆具にはっきり分けられたことが明らかである。

そして幕府はこれらの大名に対し、負担対象ごとに石高に応じた割り当てを行った。次の表1は正徳期の鞍置馬負担大名についてまとめたものである。この表より一〇万石から一〇〇万石を超える三三の大名家が、四区間に割り振られていることがわかる。それぞれ鞍置馬負担数は異なるが、その負担基準は継立区間や藩の規模にかかわらずおおよそ二万五〇〇〇石に付一疋に統一されている。[29] 加えて各区間の鞍置馬数の合計は通信使の必要とする上馬数の八〇疋、負担大名の総石高も約二〇〇万石に揃っており、幕府が諸大名への割り振りを計画的に行ったとみなすことができる。また鞍皆具についても一万石から九万石の諸大名に、一万石に付一疋分以上という基準で割り当てられた。[30]

継立区間の距離や日数も天和期までは区間により異なっていたが、正徳期にはほぼ均一に設定された。鞍置馬の継立区間は、表1に示したように①淀・大垣、②大垣・浜松、③浜松・三島、④三島・江戸という四区間

表１　正徳元年（1711）の諸大名の鞍置馬負担

	継立区間	負担大名(藩・大名)	石高(石)	鞍置馬数(疋)	負担割合(万石)
1	①淀・大垣 132㎞ 参向５日 下向７日	肥後熊本（細川越中守）	540,000	22	2.45
2		肥前佐賀（松平丹後守）	357,000	14	2.55
3		筑後久留米（有馬玄蕃頭）	210,000	9	2.33
4		高知土佐（松平土佐守）	202,000	8	2.53
5		豊前小倉（小笠原右近将監）	150,000	6	2.5
6		伊予松山（松平隠岐守）	150,000	6	2.5
7		出雲松江（松平庄五郎）	186,000	7	2.66
8		筑後柳川（立花飛騨守）	109,000	4	2.7
9		伊予宇和島（伊達伊織）	100,000	4	2.5
		９家	2,004,000	80	－
10	②大垣・濱松 142㎞ 参向４日 下向４日	加賀金沢（松平加賀守）	1,025,000	41	2.5
11		美作津山（松平越後守）	100,000	4	2.5
12		讃岐高松（松平讃岐守）	120,000	5	2.4
13		阿波徳島（松平淡路守）	257,000	10	2.57
14		因幡鳥取（松平右衛門督）	320,000	12	2.67
15		越中富山（松平長門守）	100,000	4	2.5
16		大和郡山（本多信濃守）	110,000	4	2.75
		７家	2,032,000	80	－
17	③濱松・三島 140㎞ 参向６日 下向４日	常陸水戸（水戸殿）	350,000	14	2.5
18		紀伊和歌山（紀伊殿）	555,000	20	2.78
19		備前岡山（松平大炊頭）	250,000	9	2.78
20		伊勢桑名（松平下總守）	100,000	4	2.5
21		甲斐甲府（松平甲斐守）	151,000	10	1.51
22		伊勢津（藤堂和泉守）	323,000	13	2.48
23		上野前橋（酒井雅樂頭）	150,000	10	1.5
		７家	1,879,000	80	－
24	④三島・江戸 112㎞ 参向４日 下向４日	陸奥会津（松平肥後守）	230,000	10	2.3
25		陸奥仙台（松平陸奥守）	620,000	25	2.48
26		出羽久保田（佐竹大膳大夫）	205,000	10	2.5
27		出羽米沢（上杉民部大輔）	150,000	6	2.5
28		陸奥白河（松平大和守）	150,000	6	2.5
29		出羽庄内（酒井左衛門佐）	140,000	6	2.33
30		越後高田（松平越中守）	110,000	5	2.2
31		出羽山形（堀田伊豆守）	100,000	4	2.5
32		陸奥二本松（丹羽左京大夫）	100,000	4	2.5
33		陸奥盛岡（南部信濃守）	100,000	4	2.5
		10家	1,905,000	80	－

註）「諸御大名より被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」『正徳信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵），「通航一覧」巻三十七，『寛政重修諸家譜』より作成。
参向濱松・三嶋間では大井川川留により金谷に２日間逗留。
淀・大垣間では京都招宴等に参向時２日間，下向時３日間滞在。
負担割合は鞍置馬１疋の供出の基準となる石高のこと（石高÷鞍置馬数）。

（往復とも）に改められた。これらの新しい区間は箱根の難所のある三島・江戸間を除き、距離一三〇～一四〇kmほどの四、五日行程になっている。鞍皆具の場合は、鞍置馬と異なり途中に交替地点を設けない淀・江戸間通しの一区間、五二六km、一九日行程に設定された。負担大名は鞍皆具数が一八〇疋分となるよう参向時六五家、下向時五六家と二組に分けられ、いずれか片道のみを担当した。[31]

加えて幕府は鞍置馬・鞍皆具の割り当てに際し、通信使来日に伴う他の役負担との兼ね合いを考えるようになる。「海陸往来の御馳走を辨する分は、尾張公を始めとして、以下の面々皆鞍馬を沙汰せす」[32]と、通信使の旅程の海路・陸路における接待役担当大名には鞍置馬・鞍皆具を命じない方針にしたのである。よってこれまで接待役と双方を担当していた彦根藩井伊家、尾張藩徳川家、そして宝永七年（一七一〇）、琉球使節の参向に携わった薩摩藩島津家も対象外となった。

さらに諸大名を継立区間に配置する際、領地を考慮した区間設定が工夫された。これに関し新井白石は『折たく柴の記』の中で次のように記している。[33]

又、外使京よりこゝに来り帰らむ道のほど、かの一行の人の乗るべき鞍馬ども、諸大名の役に課せらる。これ例也。其役を充らるべき事例をしるして、まゐらせしに、たとへば、西国大名の中、遠江国より東の役を課せ、東国の大名の中、三河国より西の役に充てらるゝありて、凡そ役にしたがふ事、一日程を限とし、来らむ時に一日、帰らむ時に一日、すべて両日に過ぐべからずと見えたり。某これを見て、此定しかるべしとも見えず、西国の人々には、三河国より西の事を課せ、東国の人々には、遠江国より東の事課すべき事にや、さらば西国の大名の家人等、外使来らむを送りし後は、をのをの大坂の屋敷に帰りて、外使帰らむ期にさきだちて、迎ふべき所に出向ひ、また東国の大名の家人は、外使を迎へし後には此所に来り集りて、外使帰らむに至て、これを送るべし。さらばをのをの其便もよろしくして、おのづから路費の用、其半をも減ずべし。

この史料によると、白石は正徳期以前の状態を「西国大名の中、遠江国より東の役を課せ、東国の大名の中、三河国より西の役に充てらるゝあり」と記し、西国大名が

遠江国より東を、東国大名が三河国より西を、つまり領地から遠い区間を割り当てられて不便であったとしている。そこで「此定しかるべしとも見えず」と批判した上で、西国大名には三河国より西を、東国大名には遠江国より東を、つまり領地に近い区間を割り当てるべきだと主張している。そうすると、諸大名から鞍置馬とともに派遣された「家人」、つまり役人や添人たちは参向時の役遂行後から下向時までの間、江戸や大坂の屋敷で待機するので「おのづから路費の用、其半をも減ずべし」と経費節減になると考えたのである。実際に表1をみると、淀・大垣間に九州・四国地域の大名、大垣・浜松間、浜松・三島間に中国・近畿・中部地域の大名、三島・江戸間に東北地域の大名が揃っており、確かに白石の考えが反映されたといえる。

以上のように新井白石を中心とする鞍置馬・鞍皆具負担方法の改変により、①鞍置馬・鞍皆具負担の分離、②石高に応じた基準設定がなされ、諸大名はそれぞれの藩の規模に見合った負担を行えるようになり、大名動員数自体も倍増した。加えて③継立区間の均一化、④重役を避けた割り当て、⑤領地を考慮した区間設定からは、幕府が実際に役負担に携わる大名側の立場を配慮し、効率のよい方法を導入したとみなすことができる。つまり、正徳期の改変は一大名にかかる負担の均一化、分散化、経費節減を図ったもので、寛永二〇年（一六四三）以降用いられてきた古い方法を大きく変える新たな試みであったといえる。

2、改変の理由

では、なぜ正徳期にこのような改変が行われたのであろうか。第一に考えられるのが、新井白石と荻原重秀の鞍置馬・鞍皆具負担方法をめぐる意見の対立である。両者はともに朝鮮御用掛として通信使来日準備を取り仕切る立場にあったが、考え方は正反対であった。『折たく柴の記』に次のようにある。[34]

始めまいらせし所は、荻原近江守重秀はからひし所にて、鞍具馬等をば、商人のうけおひといふ事になして、大名よりは、其価を出さしむべき由の事也。かゝる事ども、国躰にしかるべからずと申とゞめし事也。

右のように重秀は鞍置馬・鞍皆具を「商人のうけおひ」

とし、その費用を諸大名から徴収しようと計画していた。かつて重秀は五代将軍綱吉政権下で東大寺大仏殿造営[35]や富士山噴火の降灰除去[36]といった国家的事業に取り組んだ際、幕領・私領に石高に応じた国役金を賦課し費用を捻出していた。経済官僚の重秀にとっては鞍置馬・鞍皆具の確保も同様に対処しうる事案だったのであろう。

しかし白石は、この商人請負案を「国躰にしかるべからず」と徹底的に批判している。儒学者の立場から政治に携わっていた白石にとって、通信使の来日は国の体面に関わる重大事であった。そして「客使迎送の料の鞍馬の一事は、某議し申す事あるがために、前例によられて、諸国大名の役にぞ仰下されたりける[37]」と、白石の強い主張から、これまで通り諸大名が鞍置馬・鞍皆具を負担することになったという。周知のように白石は、重秀の進めていた貨幣政策にも断固否定的な立場をとり、翌正徳二年（一七一二）六代将軍徳川家宣へ三度弾劾書を提出し、罷免に追い込むほどであった[38]。正徳期の負担方法改変の裏には、経済政策で対立する荻原重秀の商人請負案に対する白石の強い抵抗意識がうかがえる。

第二に指摘できることは、聘礼改革との関連である。元禄期以降日本国内経済が低迷する中、宝永大地震や富士山噴火などの自然災害が相次ぎ、幕府や諸大名はその救済・復興のため多額の費用を費やしていた。そして徳川家宣が新将軍に就任した宝永六年（一七〇九）、幕府財政は危機的状況にあった。諸政策に使用可能な財源が七六、七万両である一方支出が一四〇万両に及ぶほどで、白石も「此年比、国財つがざる所ありぬべしとは思ひしかど、かほどまでの事なるべしとも思ひよらず[39]」と、その驚きを書き残すほどである。

このような状況下、正徳元年（一七一一）の通信使来日に臨み、白石は「和平・簡素・対等」の三方針に基づく聘礼改革を行い経費節減を計画する[40]。例えば江戸への旅程においても「沿路の国々の労費もはかりなし[41]」と通信使への饗応を国内五か所に限り、他の休泊地では食料のみを提供することにした[42]。そして従来一〇〇万両かかるとされてきた幕府の聘礼費用を六割ほど削減することに成功している。また彼は幕府や諸大名に限らず沿道諸国の負担緩和をも視野に入れていた。次の『折たく柴の記』の一節からも、白石が通信使の通行地への負担を気にかけていた様子が読み取れる[43]。

はじめ京に上るとて、美濃国大垣を過るほどに、そ

の町の家々に、ことごとく榜示をたてしあるを見れば、こゝをば一丈きるべし。かしこをば一尺きるべしなど、尺寸をわかちてしるしたり。いかなる事にやと問ひしに、朝鮮の聘事につきて、其事承り給ひし人々の、こゝを過給ひしに、大目付、勘定奉行等の人々、召供せられし対馬守の家人、このところ路狭くして、大籏の通らむ時の煩あるべしと申せしかば、かくは沙汰し置かれしといふ也。かの使のこゝを過るは、此度を始とやすると問ひしに、彼使の来るごとに必ず此所をば通り候ひしかと答ふ。京につきし事を注進せし書に、此事を議して、此等の事、沿道諸国の煩なるべし。彼使来りしより此かた、事の煩なかりしを、今はたこれらの沙汰あらむ事、もつともしかるべからずと申したりき。後にきくに、これらの事はことごとくにとゞめられき。

この史料によれば、白石が大垣に立ち寄った際、道の脇々に榜示を立ててあったものを見たという。詳しく尋ねたところ、白石より前に通信使来日準備として朝鮮御用掛大目付、勘定奉行、対馬藩役人らが訪れ「路狭くして、大籏の通らむ時の煩あるべし」と、道幅が狭く通信使の掲げる大旗の妨げになるとして整備する長さを細かく指示したとのことであった。これを聞いた白石は「彼使来りしより此かた、事の煩なかりしを、今はたこれらの沙汰あらむ事、もつともしかるべからず」と、これまでの通信使通行時に何ともなかったのに、今回に限り道の整備の指示があるというのはおかしいと反発している。そして幕府への注進書に「沿道諸国の煩なるべし」と通行地への負担を強く申し立て、道の整備はしなくてもよいことになったという。

右の大垣の道筋整備の事例からも白石が通信使の通行や国内滞在に伴う過度な負担を減らす必要性を強く意識していたことがうかがえる。多くの諸大名を動員せねばならない鞍置馬・鞍皆具負担も彼にとっては改善すべき事案の一つだったのであろう。結局白石の断行した聘礼改革は先例に反し、信使側との紛争に発展したため次回の享保期以降用いられることはなかった。しかし白石が当時の日本、すなわち幕府や諸大名、沿道諸国の村々の置かれていた状況を憂慮し、通信使来日に伴う経費・負担の緩和を画策していたことは明白である。

三、享保期の鞍置馬・鞍皆具負担

1、再度の改変

享保元年（一七一六）徳川吉宗の八代将軍就任に伴い、六、七代将軍を支えていた新井白石は政治の表舞台から姿を消す。享保四年（一七一九）の通信使来日に当たっても、白石の聘礼改革の批判から、ほとんどの聘礼様式が「天和の旧例」に復されたとされている。しかし同じく白石の発案で変えられたはずの鞍置馬・鞍皆具負担方法は、天和期以前の方式に戻されることなく、さらに新しい改変が加えられることになる。ここでは享保期の負担方法とその影響について具体的に整理し、鞍置馬・鞍皆具負担方法が定着していった様子をみていく。

通信使来日を間近に控えた享保四年四月、朝鮮御用掛老中井上河内守正岑から諸大名へ鞍置馬・鞍皆具負担の令達が伝えられた[44]。このとき幕府の用いた負担方法は、基本的に正徳期と大きく変わっていなかった。享保期も一〇万石を境に負担対象が分けられ、鞍置馬負担大名三六家、鞍皆具負担大名一五二家、計一八八家が動員された[45]。次の表2は享保期の鞍置馬負担大名についてまとめたものである。負担者はいずれも一〇万石以上の大名で、正徳期の三三家から三家増えたに過ぎない。そして各区間には通信使の必要とする鞍置馬八〇疋が揃うよう計画的に割り振られている。負担基準も正徳期のまま約二万五〇〇〇石に付一疋の割合が維持され[46]、接待役との重役から鞍置馬負担を免除された彦根藩井伊家、尾張藩徳川家は外されたままである。

新たな改変が加えられたのは継立区間である。正徳期の場合、諸大名は距離・日数をほぼ均一にした四区間のうちいずれかで往復の役負担を行っていた。この継立区間が享保期に淀・江戸間を二等分する二区間となり、諸大名も①淀・新居（参向）、②舞坂・江戸（参向）、②江戸・舞坂（下向）、④新居・江戸（下向）の四組に分けられ片道のみの役を遂行することとなった。これにより各区間の距離・日数自体は倍増するものの、役負担が往復から片道へ半減されたため諸大名の負担量は結局正徳期のままに保たれたのである。また新居と舞坂の間には渡船で往来する浜名湖があった。正徳期まで新居も舞坂もただの通過地に過ぎず「官人駕乗馬御関所前ヨリ渡海之事[47]」と、駕籠や乗馬は浜名湖を渡らねばならなかった。しかし享保期には両地を役負担の開始・終了地点とすることで、多くの鞍置馬・鞍皆具、添人らの渡船の手間が

表２　享保４年（1719）の諸大名の鞍置馬負担

	継立区間	負担大名(藩・大名)	石高(石)	鞍置馬数(疋)	負担割合(万石)
1	①淀・新居 参向 263㎞ 8.5日	陸奥会津（松平肥後守）	230,000	9	2.56
2		因幡鳥取（松平右衛門督）	320,000	13	2.5
3		阿波徳島（松平淡路守）	257,000	10	2.57
4		土佐高知（松平土佐守）	202,600	8	2.53
5		肥後熊本（細川越中守）	541,100	22	2.46
6		伊予松山（松平隠岐守）	150,000	6	2.5
7		筑後柳川（立花飛騨守）	109,600	4	2.74
8		越中富山（松平長門守）	100,000	4	2.5
9		大和郡山（本多唐之助）	120,000	4	3
		９家	2,000,000	80	－
10	②舞坂・江戸 参向 263㎞ 8.5日	常陸水戸（水戸中将）	1,025,000	14	2.5
11		越前福井（松平伊豫守）	100,000	10	2.5
12		加賀金沢（松平加賀守）	120,000	40	2.56
13		伊勢津（藤堂和泉守）	257,000	12	2.25
14		伊勢桑名（松平下総守）	320,000	4	2.5
		５家	1,995,000	80	－
15	③江戸・舞坂 帰国 263㎞ 8.5日	陸奥仙台（松平陸奥守）	6,256,000	25	2.5
16		出羽米沢（上杉民部大輔）	150,000	6	2.5
17		陸奥白河（松平大和守）	150,000	6	2.5
18		出羽久保田（佐竹右京大夫）	205,800	8	2.57
19		武蔵忍（阿部豊後守）	100,000	4	2.5
20		陸奥二本松（丹羽左京大夫）	100,000	4	2.5
21		出羽庄内（酒井左衛門佐）	138,000	5	2.76
22		上野前橋（酒井雅樂頭）	150,000	6	2.5
23		出羽山形（堀田伊豆守）	100,000	4	2.5
24		信州松代（真田伊豆守）	100,000	4	2.5
25		陸奥盛岡（南部大膳亮）	100,000	4	2.5
26		越後高田（松平日向守）	100,000	4	2.5
		12家	2,019,000	80	－
27	④新居・淀 帰国 263㎞ 9.5日	紀伊和歌山（紀伊中納言）	555,000	22	2.52
28		讃岐高松（松平讃岐守）	120,000	5	2.4
29		美作津山（松平越後守）	100,000	4	2.5
30		出雲松江（松平出羽守）	186,000	7	2.66
31		甲斐甲府（松平甲斐守）	150,000	6	2.5
32		肥前佐賀（松平丹後守）	357,000	14	2.55
33		筑後久留米（有馬玄蕃頭）	210,000	8	2.63
34		豊前小倉（小笠原右近将監）	150,000	6	2.5
35		下総佐倉（稲葉丹後守）	102,000	4	2.55
36		豊前中津（奥平大膳大夫）	100,000	4	2.5
		10家	2,030,000	80	－

註）「出馬帳」『享保信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵），「通航一覧」巻三十九より作成。
下向新居・淀間では方広寺大仏前招宴のため京都に２日間逗留し参向時より１日多くかかった。
負担割合は鞍置馬１疋の供出の基準となる石高のこと（石高÷鞍置馬数）。

省かれたものとみられる。新居と舞坂は地理的に淀・江戸間の中間にあり、さらに通信使一行の渡船の負担を減らすためにも打ってつけの継立地点であった。

さらに片道のみの負担となったことで、参向時と下向時の役の間に存在した待機期間もなくなった。これまで各大名家から派遣された役人・添人は参向時の役遂行後、江戸や大坂の藩邸で待ち再び任地へ赴いていた。しかし享保期からその必要はなくなり、役目を終えればそのまま帰途につけるようになったのである。よって各大名家が役負担に要する日数も大幅に削減される。

例えば加賀藩前田家の場合、正徳期には幕府から鞍置馬四一疋を割り当てられ、大垣・浜松間で参向時に四日間、下向時も四日間、計八日間の役を遂行した。享保期には鞍置馬四〇疋を舞坂・江戸間で参向時のみ九日間負担した[48]。役遂行期間は享保期の方が一日多い。しかし実際正徳期には、役人や添人が国元から任地へ赴き通信使一行に鞍置馬を提供し再び帰国するまで一一九日かかったのに対し、享保期はたったの六七日に止まっている。つまり正徳期の約六割の日数で役負担全体を済ませ、五二日も短縮したことになる[49]。しかもこのうち四六日間が享保期になくなった待機期間と下向時の役へ向かう移動期間であった[50]。この加賀藩前田家の事例は、継立区間の合理化が日数短縮など諸大名家にかかる役負担の効率化につながったことを裏付けている。

また享保期には鞍皆具継立区間も鞍置馬と同じ四区間に変更される。次の『通航一覧』[51]の一節からはこの変更と負担基準との関連がうかがえる。

一朝鮮人参向之節、西國大名方乗馬御出し被成候は、先年は大坂より江戸まで御送候とも、今度は大坂より遠州新居まて御送候、其代に唯今まて貳疋出之方は四疋に成、五疋之方は拾疋に成候、路法近きに依てなり。

まず右の史料中には「乗馬」とあるが、正徳期に淀・江戸間が鞍皆具の継立区間であったことから中馬にのせる鞍皆具を指していると考えられる。正徳期の鞍皆具の継立区間も淀・江戸間約五二六kmであったので、「大坂より江戸まて」とあるのも淀から江戸までの誤りであろう。しかし享保期には鞍置馬と同じ淀から「遠州新居まて」の約二六三kmとなった。継立区間のみに注目すると一見負担が半減したかのように見える。ところが負担数に目

を向けると「貳疋出之方は四疋に成、五疋之方は拾疋に成候」と、負担基準が正徳期の二倍となったことがわかる。鞍皆具負担基準が一万石に付一疋分から二疋分へと増加したのである。[52] つまり「其代に」、「路法近きに依てなり」とあるように、幕府は享保期の鞍皆具継立区間を半減させると同時に基準となる負担数を倍増させることで、一大名にかかる負担量を正徳期のままに維持したのである。

二万石の赤穂藩森家の事例をみてみよう。正徳期は参向時に淀・江戸間で鞍皆具を二疋分、享保期は下向時、江戸・舞坂間で四疋分を負担している。[53] 正徳期には実際一九日かかったが、京都で一日、大井川の川止めにより金谷で一日、計二日余計に滞在しているので、この分を引いて一七日かかったと考える。[54] すると鞍置馬負担にかかる総合的な負担量（負担数×日数）は、正徳期も三四疋分（2疋分×17日＝34疋分）、享保期も三四疋分（4疋分×8.5日＝34疋分）と結局は変化していないことがわかる。

以上から、幕府は一大名にかかる総合的な負担量を正徳期のまま維持し、さらに日数等を削減させることで負担方法の効率化を図っていたといえる。享保期になされた①鞍置馬・鞍皆具継立区間の合理化、②鞍皆具負担基準の再設定は基本的に正徳期の負担方法を引き継いだ上で、さらに合理性・機能性を追究し修正を加えたものであったとみなせよう。

2、負担方法の定着

このように享保期に改変された鞍置馬・鞍皆具負担方法は、延享・宝暦期にも用いられ続ける。この両期の負担方法、すなわち負担対象や基準、継立区間などは享保期とほぼ同じで、割り替えの導入を除けば大きな違いはない。[55] 正徳期から宝暦期までの負担大名数に目を向けてみよう。鞍置馬負担大名は、正徳期三三家、享保期三六家、延享期二九家、宝暦期二八家といずれも三〇家前後である。鞍皆具負担大名は、正徳期一二一家、享保期一五二家、延享期一四五家、宝暦期一三五家と、享保期の負担基準変更後は約一三〇～一五〇家に定着している。[56] よって享保期以降、鞍置馬・鞍皆具とも負担大名数に大きな変化はないといえる。

また、正徳期から宝暦期までの四回の鞍置馬負担大名について整理したものが表3である。表に示したように正徳期以降、鞍置馬負担に携わった大名は全体で四四家

表３　正徳から宝暦期までの鞍置馬負担大名

	大名	藩所在地	石高(石)	正徳元年	享保４年	延享５年		宝暦14年	
1	紀伊殿	紀伊和歌山	555,000	20	22	24	24	24	24
2	水戸殿	常陸水戸	350,000	14	14	15	15	15	16
3	右衛門督殿	田安家	100,000	－	－	4	4	4	5
4	刑部卿殿	一橋家	100,000	－	－	4	4	4	5
5	宮内卿殿	清水家	100,000	－	－	－	－	4	5
6	松平加賀守	加賀金沢	1,025,000	41	40	44	50	50	50
7	松平陸奥守	陸奥仙台	620,000	25	25	26	30	30	30
8	細川越中守	肥後熊本	540,000	22	22	24	26	－	－
9	松平丹後守	肥前佐賀	355,000	14	14	16	17	15	17
10	藤堂和泉守	伊勢津	323,000	13	22	14	15	14	免除
11	松平右衛門督	因幡鳥取	320,000	12	13	14	免除	14	15
12	松平淡路守	阿波徳島	257,000	10	10	11	12	12	13
13	松平大炊頭	備前岡山	250,000	9	－	－	－	－	－
14	松平伊豫守	越前福井	250,000	－	10	12	14	13	14
15	松平肥後守	陸奥会津	230,000	10	9	10	11	11	12
16	有馬玄蕃頭	筑後久留米	210,000	9	8	9	免除	10	11
17	佐竹右京大夫	出羽久保田	205,000	10	8	9	10	10	11
18	松平土佐守	高知土佐	202,000	8	8	9	免除	10	11
19	松平出羽守	出雲松江	186,000	7	7	8	9	－	－
20	松平甲斐守	甲斐甲府	151,000	10	6	－	－	－	－
21	酒井雅楽頭	上野前橋	150,000	10	6	－	－	－	－
22	小笠原右近将監	豊前小倉	150,000	6	6	7	8	7	8
23	松平隠岐守	伊予松山	150,000	6	6	7	8	7	8
24	上杉民部大輔	出羽米沢	150,000	6	6	7	8	7	8
25	松平大和守	陸奥白河	150,000	6	6	－	－	－	－
		→武蔵川越	150,000	－	－	－	－	7	8
26	榊原式部大輔	越後高田	150,000	－	－	7	8	7	8
27	酒井左衛門佐	出羽庄内	140,000	6	5	6	6	－	－
28	松平讃岐守	讃岐高松	120,000	5	6	5	5	5	5
29	松平越中守	越後高田	110,000	5	4	－	－	－	－
		→陸奥白河	110,000	－	－	4	4	4	5
30	立花飛騨守	筑後柳川	109,000	4	4	4	4	4	5
31	伊達伊織	伊予宇和島	100,000	4	－	－	－	－	－
32	堀田伊豆守	出羽山形	100,000	4	4	－	－	－	－
		→下総佐倉	110,000	－	－	－	－	4	免除
33	真田伊豆守	信州松代	100,000	－	4	4	4	4	5
34	丹羽左京大夫	陸奥二本松	100,000	4	4	4	免除	4	免除
35	南部信濃守	陸奥盛岡	100,000	4	4	4	4	4	5
36	松平下総守	伊勢桑名	100,000	4	4	4	4	4	5
37	松平越後守	美作津山	100,000	4	4	－	－	－	－
38	松平長門守	越中富山	100,000	4	4	4	4	4	免除
39	本多信濃守	大和郡山	100,000	4	4	－	－	－	－
40	奥平大膳大夫	豊前中津	100,000	－	4	4	4	4	5
41	稲葉丹後守	下総佐倉	100,000	－	4	－	－	－	－
42	阿部豊後守	武蔵忍	100,000	－	4	4	4	－	－
43	阿部伊勢守	備後福山	100,000	－	－	－	4	－	－
44	酒井藤太郎	若狭小浜	100,000	－	－	－	－	4	5

註）「諸御大名より被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」『正徳信使記録』，「出馬帳」『享保信使記録』，「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具之割被仰出御書付写」『延享信使記録』（いずれも大韓民国史料編纂委員会所蔵），「諸御大名様より被差出候鞍置馬鞍皆具之割被仰出右ニ付伺書御返答」『宝暦信使記録』（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵），『通航一覧』第一，巻三十七，巻三十九より。
濃色の背景は正徳から宝暦期まで４回負担した大名，薄色の背景は４回のうち３回負担した大名を示す。

表４　享保・延享・宝暦期の諸大名の鞍置馬継立区間

区間	享保４年	延享５年（割替後）	宝暦14年（割替後）
淀・新居	陸奥会津（松平肥後守） 因幡鳥取（松平右衛門督） 阿波徳島（松平淡路守） 土佐高知（松平土佐守） 肥後熊本（細川越中守） 伊予松山（松平隠岐守） 筑後柳川（立花飛騨守） 越中富山（松平長門守） 大和郡山（本多唐之助）	紀伊和歌山（紀伊殿） 肥前佐賀（松平丹後守） 阿波徳島（松平阿波守） 豊前小倉（小笠原右近将監） 筑後柳川（立花左近将監） 出雲松江（松平出羽守） 出羽庄内（酒井左衛門尉）	加賀金沢（松平加賀守） 肥前佐賀（松平信濃守） 阿波徳島（松平阿波守）
舞坂・江戸	常陸水戸（水戸中将） 越前福井（松平伊豫守） 加賀金沢（松平加賀守） 伊勢津（藤堂和泉守） 伊勢桑名（松平下総守）	加賀金沢（松平加賀守） 出羽久保田（佐竹右京大夫） 武蔵忍（阿部豊後守） 越中富山（松平出雲守） 陸奥白河（松平越中守） 信州松代（真田伊豆守） 陸奥盛岡（南部大膳大夫）	陸奥仙台（松平陸奥守） 出羽米沢（上杉大炊頭） 武蔵川越（松平大和守） 越後高田（榊原式部大輔） 若狭小浜（酒井藤太郎） 筑後柳川（立花左近将監） 豊前中津（奥平大膳大夫） 出羽久保田（佐竹次郎）
江戸・舞坂	陸奥仙台（松平陸奥守） 出羽米沢（上杉民部大輔） 陸奥白河（松平大和守） 出羽久保田（佐竹右京大夫） 武蔵忍（阿部豊後守） 陸奥二本松（丹羽左京大夫） 出羽庄内（酒井左衛門佐） 上野前橋（酒井雅樂頭） 出羽山形（堀田伊豆守） 信州松代（眞田伊豆守） 陸奥盛岡（南部大膳亮） 越後高田（松平日向守）	常陸水戸（水戸殿） 田安家（右衛門督殿） 一橋家（刑部卿殿） 陸奥仙台（松平陸奥守） 陸奥会津（松平肥後守） 越後高田（榊原小平太） 出羽米沢（上杉大炊頭）	常陸水戸（水戸殿） 田安家（右衛門督殿） 一橋家（刑部卿殿） 清水家（宮内卿殿） 陸奥会津（松平肥後守） 伊勢桑名（松平下総守） 陸奥白河（松平越中守） 信州松代（真田伊豆守） 讃岐高松（松平讃岐守） 伊予松山（松平直次郎） 豊前小倉（小笠原伊豫守）
新居・淀	紀伊和歌山（紀伊中納言） 讃岐高松（松平讃岐守） 美作津山（松平越後守） 出雲松江（松平出雲守） 甲斐甲府（松平甲斐守） 肥前佐賀（松平丹後守） 筑後久留米（有馬玄蕃守） 豊前小倉（小笠原右近将監） 下総佐倉（稲葉丹後守） 豊前中津（奥平大膳大夫）	讃岐高松（松平讃岐守） 伊勢津（藤堂和泉守） 肥後熊本（細川主馬） 伊予松山（松平隠岐守） 伊勢桑名（松平下総守） 豊前中津（奥平大膳大夫） 越前福井（松平兵部大輔） 備後福山（阿部伊勢守）	紀伊和歌山（紀伊殿） 越前福井（松平越前守） 筑後久留米（有馬中務大輔） 因幡鳥取（松平相模守） 土佐高知（松平土佐守） 陸奥盛岡（南部大膳大夫）

註）「諸御大名より被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」『正徳信使記録』，「出馬帳」『享保信使記録』，「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具之割被仰出御書付写」『延享信使記録』（いずれも大韓民国史料編纂委員会所蔵），「諸御大名様より被差出候鞍置馬鞍皆具之割被仰出右ニ付伺書御返答」『宝暦信使記録』（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵），『通航一覧』第一，巻三十七，巻三十九より作成。

である。彼らは一〇万石以上の石高を有する大名であり、主に接待役を命じられない御三家、御三卿、親藩、有力外様であった。これらの大名の負担回数に注目すると四回連続負担した大名は一六家（背景に濃色の着色あり）で、紀州藩徳川家、加賀藩前田家、仙台藩伊達家などが挙げられる。また四回のうち三回負担したのは熊本藩細川家、津藩藤堂家、鳥取藩松平家など一二家（背景に薄色の着色あり）の大名であった。特に一五万石以上の大名による負担が固定化していることが明らかである。

さらに、享保期から宝暦期までの鞍置馬負担大名の継立区間をまとめたものが表4である。基本的に西国大名は淀に近い区間、東国大名は江戸に近い区間を割り当てられている。領地から遠い場所を担当した者（背景に着色あり）は、最も多い宝暦期でも五家を数えるのみである。よって享保期以降も、領地を考慮した区間設定が継続して行われていたとみなすことができる。このような負担大名の固定化、領地を考慮した区間設定の継続からも、正徳・享保期に改変された負担方法が定着していった様子がうかがえる。

四、延享・宝暦期の割り替え

1、延享期の割り替え

先にも述べたように、延享・宝暦期には新たに割り替えという方法が導入された。割り替えとは、諸大名が鞍置馬・鞍皆具を割り当てられた後に、別の役のため負担を免除された場合、残りの者で区間・負担数等を変更し、不足分を補う解決策である。正徳・享保期にこの割り替えは確認できない。両期とも一旦割り当てが行われるとその後変更されることはなかった。

延享期の場合も、通信使一行の淀出発の約半年前になる延享四年（一七四七）一〇月一四日、幕府は鞍置馬・鞍皆具負担大名を決定していた。[57] しかし約一か月後の一一月二三日、鞍置馬・鞍皆具負担大名のうち六人が河川普請を命ぜられることとなる。延享四年八月に東海道に位置する大井川、富士川などの大河川が氾濫し、通信使の来日に備える必要から勘定奉行神尾春央、井澤弥惣兵衛正房らを中心に河川普請の計画が進んでいたのである。[58] 実際に普請を命ぜられたのは、久留米藩有馬家、土佐藩山内家、鳥取藩松平家、二本松藩丹羽家、秋月藩黒田家、岡藩中川家であった。[59] これらの大名家は翌延享五年（一

七四八）一月、鞍置馬・鞍皆具負担を免除されることになった。[60]

寛延元年

有馬中務大輔　　松平土佐守
松平勝五郎　　丹羽左京大夫

右者、川々御手傳御用被仰付候に付、朝鮮人鞍置馬差出之儀、御免之旨仰出

黒田甲斐守　　中川修理大夫

右就同断、朝鮮人鞍皆具差出之儀、御免之旨被仰出

（後略）

右の史料からも「川々御手傳御用被仰付候に付」と河川手伝普請という幕府から課せられた別の役のために久留米藩有馬家らが「朝鮮人鞍置馬」や「朝鮮人鞍皆具」を免除されたことが明白である。これにより六家は確かに重役を免れるものの、このままでは当初の負担分、鞍置馬三六疋、鞍皆具二四疋分が不足してしまう。[61]そこで幕府のとったのが、残りの大名の負担数を割り増しさせるという方策であった。鞍置馬負担大名は四家抜け一家新たに加わったので、三二家から二九家へと減る。このうちの半数を超える一五家が、一旦決まった区間や負担数を変更されることとなった。[62]また大名数の減少により負担基準も当初の約二万五〇〇〇石に付一疋から約二万一一〇〇石に付一疋となり、一大名にかかる負担が増すこととなった。

一方鞍皆具の場合は、ひとまず免除対象が二家のみで変更も少なかった。残りの大名のうち一家が区間を変えられ、もう一家が新しく加わっただけの簡単な割り替えであった。しかし、三月にさらに鞍皆具負担大名のうち六家が、公家衆門跡方接待や京都火消を命ぜられ負担メンバーから外される。[63]結局負担大名は当初の一五二家から一四五家に減り、鞍皆具も四一疋分大幅に不足する事態となってしまった。よって幕府はもう一度割り替えを行い一四五家の約四割に当たる五七家に不足分を割り増しすることで対応したのである。[64]鞍皆具負担基準も余裕のあった五三〇〇石に付一疋分から約四九〇〇石に付一疋分となった。

2、宝暦期の割り替え

宝暦期においても通信使の来日に備え、幕府は宝暦一二年（一七六二）一一月晦日に鞍置馬・鞍皆具負担の割

り当てを行った。しかし、釜山での風待ちや海上での事故多発のため通信使一行は次第に遅れ、[65]陸上通行の始点である淀に到着するまで一年以上を要した。その間、延享期と同様二回の割り替えが行われる。

まず、宝暦一三年（一七六三）三月三日、「勅使の館件を田村下總守村隆に命ぜられ。又こたび知恩院門跡尊峯法親王も參向あるにより。龜井能登守矩貞に館件命じ給ふ」[66]と鞍皆具を負担するはずであった一関藩田村家、津和野藩亀井家が公家衆知恩院門跡の接待を命ぜられた。そしてこの二家に加え、津藩藤堂家など日光・増上寺修復を命ぜられた五家、そして大坂加番の四家が鞍置馬・鞍皆具負担を免除されることとなる。[67]一回目の割り替えは一一家の免除分となる鞍置馬二六疋、鞍皆具四六疋分を補うため、[68]初回の割り当てから約半年後の四月に行われた。鞍置馬負担大名二四家、鞍皆具負担大名五七家が対象となり、継立区間・負担数等を変更された。中でも鞍置馬負担大名は三二家から二八家になり、そのうち八割を超える二四家が当初の負担数や区間を変更された。[69]負担基準も当初のおよそ二万五〇〇〇石に付一疋から二万石に付一疋程になり残りの大名の負担割合が増すこととなった。

さらに八月には京都火消、駿府加番、藤沢宿接待役を命ぜられた三家の大名の鞍皆具負担免除に伴い、[70]二回目の割り替えが行われた。中でも藤沢宿接待役はもともと臼杵藩稲葉家の担当であったが、居城焼失という緊急事態のため鞍皆具負担にまわされることになった。その代わり新たに横須賀藩西尾家が接待役を命ぜられ、当初担当するはずであった鞍皆具負担を免除されるに至った。そして三三家の鞍皆具負担大名が区間・負担数等を変更し、三家の大名の免除分である一六疋分を補ったのである。[71]このような割り替えを通し、鞍皆具負担大名も一四八家から一三五家となりうち約半数の七〇家が割り替えの対象となった。もともと約五〇〇〇石に付一疋分であった鞍皆具負担基準も最終的には約四六〇〇石に付一疋分に増加した。

以上のように、延享・宝暦期とも二回の割り替えが行われた。まず幕府が不足分を補うために割増を行う際、追加分の鞍置馬・鞍皆具をなるべく多くの大名に分散させて割り当てている。しかし負担大名が減った分、一大名へかかる負担基準は必然的に当初よりも大きくなる傾向にあった。そして割り替えの要因である鞍置馬・鞍皆具免除理由は、通行地の河川普請や接待役などの通信使

に直接関係するものと、公家衆門跡方接待など全く関係しない理由に分けられる。ただ両者は鞍置馬・鞍皆具負担以外の幕府から命ぜられた別の役が優先されたという点で共通している。これは一大名への課役の集中を防ぐ幕府側の配慮であり、重役を避ける割り当ての応用とも受けとめられる。またこのような割り替えの繰り返しは、正徳・享保期に改変された鞍置馬・鞍皆具負担方法が定着しシステム化していったことを示しているとも捉えられよう。

おわりに

本稿では、通信使来日時の日本側の負担の一側面として、信使用の乗馬（上馬・中馬）の確保を目的に、幕府が諸大名に課した鞍置馬・鞍皆具負担方式の制度的変遷を検討した。以下正徳期から宝暦期までの負担方式の分析を中心に明らかになったことをまとめ、考察を加えていきたい。

朝鮮通信使は淀・江戸間約五二六kmの陸上通行時、信使の移動手段として上馬八〇疋・中馬一八〇疋を必要とした。そのため幕府は諸大名に役負担を課し、上馬となる鞍置馬、中馬用の鞍皆具、随行する添人を調達する方針を取っていた。この役負担は享保四年（一七一九）の場合、全大名二六三家のうち一八七家、すなわち七割を超える者が携わるほどの実に大規模なものであった。幕府はすでに寛永年間より諸大名から鞍置馬・鞍皆具を調達していたが、その負担の割り振りや基準は不均等なままであった。

このような方針の見直しから正徳期、幕府は新井白石を中心に鞍置馬・鞍皆具負担方法の改変に踏み切る。その主な内容は①鞍置馬・鞍皆具負担の分離、②石高に応じた基準設定、③継立区間の均一化、④重役を避けた割り当て、⑤領地を考慮した区間設定であった。これらの改変は一大名にかかる負担の均一化、分散化、経費節減を目的とした新たな試みであった。また改変の理由には、荻原重秀考案の鞍置馬・鞍皆具商人請負案に対する新井白石の抵抗意識や、諸大名や沿道諸国の負担の懸念から簡素化が図られた聘礼改革との関連が挙げられる。

そして享保期には①鞍置馬・鞍皆具継立区間の合理化、②鞍皆具負担基準の再設定がなされる。幕府は一大名にかかる総合的な負担量を正徳期のまま維持した上で、役負担に伴う不必要な日数等を減らし、より一層の経費節減を進めたのである。よって享保期の改変は基本的に正

徳期の負担方法を継承し、さらなる合理性・機能性の追究から部分的に修正を加えたものであったと考えられる。延享・宝暦期には割り替えが導入され、別の役を命ぜられた大名の免除分を残りの者で補うことも可能になった。一大名にかかる負担は少々増えるが、これらを繰り返しても対処し切れるほど鞍置馬・鞍皆具負担方法はシステム化し定着していったのである。

以上のように正徳・享保期に連続して諸大名への鞍置馬・鞍皆具負担方法が改変されたことが明らかになった。つまり幕府は通信使を受け入れる日本国内側の対応の一つとして天和期までの古い方法を改め、両期に渡り国家的規模の役を再整備し、各大名への負担を最小限に留めながら合理的・機能的に動員するシステムを整えたのである。このような外交の裏側での制度的整備、そして動員される多くの諸大名の実負担があってこそ、通信使の安全かつ円滑な通行が実現していたといえよう。

最後に正徳・享保期にこのような大がかりな改変がなされた背景について考察しておきたい。この時期に幕府が鞍置馬・鞍皆具負担方法の改変を成し遂げるには、それを可能とするシステム化の下地があったとみられる。明暦期から通信使の来日は将軍襲職祝賀に定着し儀礼化・定式化が進んでいた。また天和期には通信使の受け入れに当たり明暦の大火で焼失した記録を補充しようと、幕府は各大名家に残されていた文書類を集めさせ先例の蓄積を図っていた[72]。この先例が下地となり、通信使の受け入れ準備を進める幕閣は、事前により合理的・機能的な方法を検討することが可能となったと考えられる。

またこれらの改変は、単に新しい方法の導入というわけでもなかった。天和期から正徳期に至る約三〇年の間には、元禄期以降の日本国内経済の低迷や度重なる自然災害により幕府・藩財政の悪化、街道宿駅の疲弊が進んでいた。つまり通信使の来日を負担面、経済面から支える日本国内の基盤そのものが揺らぎ始めていたのである。この状況に一早く対策を講じたのが新井白石であり、正徳期に諸種の聘礼改革を行う中鞍置馬・鞍皆具負担方法の改変にも着手したと考えられる。周知のように白石による外交儀礼上の改革は享保期に「天和の旧例」に復される。しかし鞍置馬・鞍皆具負担方法については日本国内側の問題に止まっていたため、この網を擦り抜けることができたものとみられる。なお聘礼様式の差し戻しに躍起になっていたのは老中や林大学頭らで、むしろ吉宗自身は白石の学識の高さを評価し彼の述作『来聘略事』

を求めたとも伝えられている。[73] このような吉宗の柔軟な姿勢もあって、外交的に障りのない鞍置馬・鞍皆具負担方法は廃されることなくさらなる発展を遂げていったのであろう。

このようにみると正徳・享保期は水面下において、つまり制度面の整備を充実させることにより通信使の来日に伴う負担の問題に対応し始めた時期といえよう。鞍置馬・鞍皆具負担以外にも接待役など他の役負担に携わる大名が固定化しており、幕府により役負担全体のシステム化がなされた可能性も指摘できる。本稿では道中における鞍置馬・鞍皆具負担方法の制度的分析に焦点を絞ったため、江戸城登城時を含めた乗馬役の全体像や接待役等について大きく取り上げることができなかった。これらは今後の課題である。

また鞍置馬・鞍皆具負担についても実負担を担う大名家内部に掘り下げた分析は不十分であった。特に本稿で触れた加賀藩前田家に関しては、藩政文書や地方史料により正徳・享保期の鞍置馬負担の準備過程から現地における役遂行までの実態を詳細に確認することが可能である。これらの分析は別稿に譲り、鞍置馬・鞍皆具負担をはじめ通信使来日時の日本側の負担面、経済面の対策についてより構造的に解明していきたい。

註

(1) 朝鮮通信使は室町期に三回、豊臣政権下にも二回来日している。日本側では「朝鮮信使」「信使」「来聘使」「韓使」と、朝鮮側では「日本通信使」などと呼ばれ、特に江戸時代の初回の三回は「回答兼刷還使」とされている。本稿においては便宜上、使節全体を指す場合は「朝鮮通信使」「通信使」という文言を、使節の中の人を差す場合は「信使」という文言を用いることとする。

(2) 江戸時代に来日した通信使のうち、二回目の元和三年（一六一七）は伏見聘礼、一二回目の文化八年（一八一一）の際は対馬聘礼であり本稿では分析対象から外した。

(3) 三宅英利『近世日朝関係史の研究』（文献出版、一九八六年）、仲尾宏『朝鮮通信使と徳川幕府』（明石書店、一九九七年）、李元植『朝鮮通信使の研究』（思文閣出版、一九九七年）など。なお通信使については多方面からの研究・分析が進められており、個別論考や文献は、三宅英利前掲書、六四七―六七一頁、辛基秀・仲尾宏編『大系朝鮮通信使』第一巻―第八巻（明石書店、一九九三―一九九六年）各巻巻末、仲尾宏『朝鮮通信使をよみなおす』（明石書店、二〇〇五年）三三三―三五六頁に詳細にまとめられている。

(4) 武田勝蔵「天和信使の東海道通行」（『史学』二巻一号、一九二二年）。

（5）池内敏「寛永から享保に到る道中人馬役」（『大君外交と「武威」―近世日本の国際秩序と朝鮮観』名古屋大学出版会、二〇〇六年）。「近世中期の朝鮮通信使」（『地域史研究』二一巻二号、一九九一年）の後半部分を書き改めたもの。池内氏は荷物を運搬する人馬と信使用の乗馬の負担を一括して「道中人馬役」と定義している。

（6）土田良一「朝鮮通信使通行と大名課役―鞍馬・鞍皆具役を中心に―」（『近世日本の国家支配と街道』文献出版、二〇〇一年）。個別論考であった「朝鮮使節通行と大名課役―寛永期を中心に―」（『地方史研究』二七五号、一九八八年）と「朝鮮通信使通行時の鞍馬・鞍皆具役―明暦・天和・正徳の場合―」（『日本歴史』六一〇号、一九九九年）をまとめたもの。土田氏は諸大名からの乗馬用の鞍を付けた馬の供出を「鞍馬役」、鞍のみの場合を「鞍皆具役」と分けて定義している。

（7）鞍置馬とは、騎乗して操縦できるように鞍の皆具をよそおわせた馬。鞍皆具は馬に乗って操縦する装置の総称。鞍橋、鐙、轡、手綱、鞦、腹帯などの類を一括していう。

（8）池内氏は「第六回から第九回に到る間に、鞍馬役と鞍皆具役の分離と負担基準の明確化、負担区間の整備、接待役と鞍馬役等の機能分化、といった動員方法上の整備が進んでいった」とし（池内敏「寛永から享保に到る道中人馬役」前掲註5、一二九頁、なお第六回から第九回は明暦期から享保期に相当）、土田氏は「負担区間の設定方式は、天和期の日光参詣廃止を除くと、寛永期以降天和期まで変わらず継続した（中略）正徳期の通行時が最も大きな変革であったということができる」（土田良一「朝鮮通信使通行と大名課役―鞍馬・鞍皆具役を中心に―」前掲註6、一二四頁）としている。

（9）拙稿「近世中期朝鮮通信使の乗馬調達」（『朝鮮学報』第二一三輯、二〇〇九年）六五―六六頁。上記論文では、幕府が二つの調達構造を用い諸大名から大名課役制度により上馬となる鞍置馬や鞍皆具等を、もう一方の沿道諸国の村々からは伝馬・助郷制度または国役・請負制度により中馬用の馬を調達したことを示した。そしてこれらを上馬・中馬として通信使へ引き渡す対馬藩役人出馬役が信使側・大名側・出馬方手代への情報伝達を徹底し最終的な乗馬調達を取り仕切っていたことを明らかにした。

（10）「諸御大名ヨリ被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出御書付写」『正徳信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、№109、リール番号6、ゆまに書房、一九九九年）。ほか主に「出馬帳」『享保信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、№203、リール番号15、同上）、「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具之割被仰出御書付写」『延享信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、№226、リール番号24、同上）、「諸御大名様より被差出候鞍置馬鞍皆具之割被仰出右ニ付伺書御返答」『宝暦信使記録』（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、№396、リール番号40、ゆまに書房、一九九八年）を使用。

(11) 「乗馬役」の用語についてはかつて池内氏が「近世中期の朝鮮通信使」(前掲註5、一六頁)の中で「幕府が大名を指定して、一定の基準に基づいて乗馬と馬具一式または馬具のみを提供させた」役として定義している。後に土田氏は沿道諸国も乗馬の負担に関わり、諸大名の負担対象のうち「鞍」が重要な位置を占めることから「乗馬役」の用語は適切でないと指摘した(「朝鮮通信使通行と大名課役—鞍馬・鞍皆具役を中心に—」前掲註6、八〇頁)。しかし筆者は諸大名の負担対象が鞍置馬・鞍皆具と二種類存在したことを踏まえた上で、その目的が信使用の乗馬(上馬・中馬)の調達であったことから、広い括りで淀・江戸間の道中、江戸城登城時の各場面において鞍置馬・鞍皆具、随行する添人等を供出した役負担を「乗馬役」と捉えることにする。

(12) 江戸の客館から江戸城までは距離・所要時間ともに短い移動であったが、将軍へ朝鮮国王の国書を捧呈する儀式につながるものであり、老中・若年寄等の幕閣を中心に鞍置馬を供出した(「諸御大名ヨリ被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出御書付写」前掲註10など各時期の史料より確認)。

(13) 通信使の時期区分に関して、三宅英利氏は享保期を国交安定後期(三宅英利『近世日朝関係史の研究』前掲註3、六三一頁)と、仲尾宏氏は相対的安定期(仲尾宏『朝鮮通信使と徳川幕府』前掲註3、一一頁)と捉えている。

(14) 拙稿「近世中期朝鮮通信使の乗馬調達」(前掲註9)四〇—四三頁。

(15) 拙稿「近世中期朝鮮通信使の乗馬調達」(前掲註9)四三—四五頁。また「天和二年朝鮮信使来聘記乾」(『東洋文庫』財団法人東洋文庫所蔵)など上馬を「上乗馬」、中馬を「中乗馬」と表記する史料もある。

(16) 「中川長定覚書」『加越能文庫』(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)享保四年四月二三日条。「中川長定覚書」は加賀藩の家老兼若年寄を勤めた中川長定による日記形式の記録。

(17) 拙稿「近世中期朝鮮通信使の乗馬調達」(前掲註9)六五—六六頁。

(18) 「信使参向下向於所々出馬之覚書」『天和信使記録』(慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、No.6、リール番号6、前掲註10)。

(19) 『通航一覧』第一(国書刊行会、一九一二年)巻三十八・四八五—四八九頁、「公義川御座船并御大名様方川船新居六郷川船渡シ附り淀登下之節三使乗船江公義より御賄船御附被成候覚書」『延享信使記録』(韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、No.313、リール番号33、前掲註10)、「出馬帳」(前掲註10)より。

(20) 享保四年刊須原茂兵衛版「享保武鑑」(国文学研究資料館史料館所蔵、深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府大名武鑑編年集成』東洋書林、二〇〇〇年)より確認。

(21) 接待役とは、通信使の日本国内移動に当たり接待地で

の食事のもてなしや宿泊、護送、幕府への報告等を行う役負担のこと。三宅英利氏は『近世日朝関係史の研究』（前掲註3）で九州・中国地域の福岡藩、小倉藩岩国藩、広島藩、岡山藩を取り上げ、接待・饗応の具体的事例を紹介している。池内敏氏も「朝鮮通信使の接待役について」（『大君外交と「武威」―近世日本の国際秩序と朝鮮観』名古屋大学出版会、前掲註5）において宝暦期の尼崎藩兵庫津接待を地方の立場から分析し、また接待役が一〇万石以上で一切の費用を負担する「自分馳走大名」と幕府から賄代官と補助金を付けられる「御馳走人大名」の二つに分けられることを指摘している。また川船役は通信使一行の淀川通航時、主に上々官、上官、以酊庵輪番僧用の高級な川御座船を供出する役負担であった。主に広島藩浅野家や阿波藩蜂須賀家など参勤交代等で川御座船を用いる西国大名に課された。

(22) 「大猷院殿御實紀」巻三、『徳川実紀』第二篇、三三一頁。

(23) 土田良一「朝鮮通信使通行と大名課役―鞍馬・鞍皆具役を中心に―」（前掲註6）一〇三―一〇四頁。

(24) 天和期の継立区間六区間への負担大名の配置は、①参向淀・彦根／下向守山・淀間に二四家、②参向彦根・大垣／下向彦根・守山間に彦根藩のみ、③参向大垣・名古屋／下向大垣・彦根間に一一家、④参向名古屋・吉田／下向吉田・大垣間に尾張藩のみ、⑤参向吉田・三嶋／下向三嶋・吉田間に一五家、⑥参向三嶋・江戸／下向江戸・三嶋間に一七家であった。江戸よりの⑤⑥の区間以外では参向と下向の行程が少々ずれている。また①③⑤⑥のいずれの区間においても一〇以上の大名家が分担して鞍置馬・鞍皆具負担を行っていた（「信使参向下向於所々出馬之覚書」前掲註10）。

(25) 宝永六年（一七〇九）一一月二五日、寺社奉行本多弾正少弼忠晴、大目付仙石丹波守久尚、勘定頭荻原近江守重秀（のち勘定奉行に）が通信使来日に備え朝鮮御用掛を仰せ付けられた。なお土屋相模守政直は宝永二年（一七〇五）に任じられている（『通航一覧』第一、前掲註19、巻三十六・四六〇頁）。

(26) 正徳元年（一七一一）四月一六日土屋相模守直政宅に各藩留守居が集められ三三の大名家に鞍置馬負担が命ぜられた（『通航一覧』第一、前掲註19、巻三十七・四七三頁）。その三日後の四月一九日には対馬藩へも各大名の負担数、区間などの詳細が伝えられた。鞍皆具負担の割り当てについても五月二九日に幕府から対馬藩へ報告されており、各大名へ負担を命じる令達は少なくとも五月中にあったものと推測される（「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」前掲註10）。

(27) 四月一九日に朝鮮人御用掛寺社奉行、大目付、勘定奉行の列座のもと対馬藩江戸家老杉村三郎右衛門に「道中上馬被差出候割合帳」が渡され、鞍置馬負担大名の割り当てが伝えられた。鞍皆具負担大名については「朝鮮人道中中馬鞍皆具割合帳」にまとめられ五月二九日勘定奉行荻原重秀の御用人から対馬藩留守居に報告されている（「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付

写」前掲註10）。

（28）『通航一覧』第一（前掲註19）巻三十九・五〇二―五〇三頁。

（29）正徳期の鞍置馬負担基準を厳密に計算すると平均二万四四〇〇石に付一疋の割合となる（「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」前掲註10より）。

（30）正徳期の諸大名への鞍皆具負担基準の平均は八九〇〇石に付一疋分の鞍皆具を負担した一方、石高の高い五万石から九万石の者は、五万石に付七疋分など一万石に付一疋分を越える負担数であった（「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」前掲註9より）。

（31）『通航一覧』第一（前掲註19）巻三十七・四七四―四七五頁、「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」（前掲註10）。

（32）『通航一覧』第一（前掲註19）巻三十七・四七三頁。なお宝永七年（一七一〇）一一月、薩摩藩主島津吉貴が同行し六代徳川家宣の将軍就任を祝う慶賀使と琉球国王尚益の襲封を報告する謝恩使が一同に江戸へ参向し江戸城で将軍家宣に謁見した。

（33）宮崎道生『定本折たく柴の記釈義』（増訂版、近藤出版社、一九八五年）三三三頁。

（34）宮崎道生『定本折たく柴の記釈義』（前掲註33）三二四頁。

（35）東大寺大仏殿は室町末期の戦乱で焼失し大仏自体も損傷していた。貞享元年（一六八四）に東大寺の学僧公慶が大仏と大仏殿の再建のため諸国勧進により金一万二〇〇〇両を集め、元禄五年（一六九二）に大仏開眼供養を開催していた。大仏殿については幕府の主導で再建することになり、勘定奉行荻原重秀らにより元禄一二年（一六九九）から五年間、幕領に高一〇〇石に付金一分の割合で、元禄一四年（一七〇一）からは二年間大名領へも同じ割合で国役金を賦課し一〇万両の資金を確保した。大仏殿は宝永五年（一七〇八）に完成した。

（36）宝永四年（一七〇七）一一月の富士山噴火により大量の火山灰が噴出し、周辺村々では二、三m、江戸でも数cmの火山灰が堆積した。この降灰対策のため幕府は幕領・大名領に一〇〇石に付二両の割合で国役金を賦課し、救済・復興費用を捻出した。徴収された約四八万両は、富士山噴火の約一か月前に起こった宝永大地震の復旧工事等にも併せて用いられた。

（37）宮崎道生『定本折たく柴の記釈義』（前掲註33）三六八頁。

（38）宮崎道生『定本折たく柴の記釈義』（前掲註33）三六一―三六二頁。

（39）宮崎道生『定本折たく柴の記釈義』（前掲註33）二三六頁。

（40）宮崎道生『新井白石序論』（吉川弘文館、一九七六年）四〇頁。

（41）宮崎道生『定本折たく柴の記釈義』（前掲註33）三〇三頁。

（42）前掲註41。

(43) 宮崎道生『定本折たく柴の記釈義』（前掲註33）三二二―三二三頁。
(44) 『通航一覧』第一（前掲註19）巻三十八・四八五―四八九頁。
(45) 『通航一覧』第一（前掲註19）巻三十九・五〇三―五〇六頁、「出馬帳」（前掲註10）。
(46) 享保期の鞍置馬負担基準の平均は二万五一〇〇石に付一疋であった（「出馬帳」前掲註10）。
(47) 「参向信使奉行道中毎日記」『正徳信使記録』（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、No.145、リール番号15、前掲註10）正徳元年一〇月八日条。
(48) 正徳期に加賀藩から派遣された役人・添人は一〇月五日に通信使一行に合流し一〇月八日まで大垣・浜松間の参向時の役を遂行、そののち一一月二七日から一二月一日まで浜松・大垣間で下向時の役を行った（「参向信使奉行道中毎日記」前掲註47、正徳元年一〇月五日・八日条、「下向信使奉行江戸発足より京大坂在留中毎日記」『正徳信使記録』、慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、No.154、リール番号16、前掲註10、一一月二七日・一二月一日条）。また享保期に加賀藩から派遣された役人・添人は九月一九日に通信使一行に合流し九月二七日まで参向時のみ舞坂・江戸間の役を遂行した（「出馬帳」前掲註9、九月一九日・二七日条、日置謙編『加賀藩史料』第六編、清文堂出版、一九七〇年、一七四―一七五頁）。

(49) 正徳期の場合、加賀藩の鞍置馬や役人・添人の金沢出立は八月一〇日、参向・下向の役を終え再び帰国するのが一二月一二日で計一一九日を要した（「政隣記」『加越能文庫』、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、八月一〇日・一二月一二日条）。一方享保期の鞍置馬や役人・添人の金沢出立は八月七日で、参向のみの役を終えそのまま帰国の途についた。一行は一〇月三日に再び金沢に戻ってきたので計六七日を要したことになる（「朝鮮人御用馬留帳」『川合文書』、富山大学附属図書館所蔵、八月七日・一〇月三日条）。なお「政隣記」は加賀藩士津田政隣が天文七年（一五三八）から文化一一年（一八一四）までの加賀藩に関係する史実を編年体でまとめたもの。『加賀藩史料』の編集にも用いられている。「朝鮮人御用馬留帳」は越中国砺波郡戸出村の十村川合家に伝来した『川合文書』の中の一点。十村とは他藩の大庄屋に当たる加賀藩特有の役名であり、この留帳には享保四年（一七一九）の加賀藩の鞍置馬派遣の際、川合家の携わった砺波郡からの駅馬調達に関する記録がまとめられている。
(50) 「下向信使奉行江戸発足より京大坂在留中毎日記」（前掲註48）、「政隣記」（前掲註49）。
(51) 『通航一覧』第一（前掲註19）巻三十九・五〇三頁。
(52) 享保期の諸大名への鞍皆具負担基準の平均は五九〇〇石に付一疋分であった（「出馬帳」前掲註10）。
(53) 「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」（前掲註10）、「出馬帳」（前掲註10）。
(54) 正徳期の通信使一行は九月二七日に淀を出発し、京都

での饗応のため二八、二九日と他の場所より一日多く滞在した。また一〇月一〇日には大井川の水嵩が増し川止めとなったため、手前の宿場の金谷で一日余計に逗留することとなった。江戸には一一月一八日に到着している（「参向信使奉行道中毎日記」前掲註47）。

(55) 諸大名が一旦鞍置馬・鞍皆具を割り当てられた後に別の役のため負担を免除された場合、残りの者で区間・負担数等を変更し不足分を補う方法のこと。本稿第四節参照。

(56) 本文中では延享・宝暦期の鞍置馬・鞍皆具負担大名として割り替え後の数を提示した。当初の鞍置馬負担大名数は延享期三二人、宝暦期三二人、鞍皆具の方は延享期一五二人、宝暦期一四八人であった。いずれにしても鞍置馬負担大名数が約三〇人、鞍皆具の人数が約一三〇～一五〇人ほどであることには変わりない。

(57) 「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具之割被仰出御書付写」（前掲註10）延享四年一〇月一四日条。

(58) 「惇信院殿御実紀」巻六、『徳川実紀』第九篇、延享四年一一月二三日条。

(59) 『通航一覧』第一（前掲註19）巻四十・五一五頁。久留米藩有馬家（有馬中務大輔頼僅・二一万石）は酒匂川・富士川・阿部川・吉原、土佐藩山内家（山内土佐守豊敷・二〇万二六〇〇石）は大井川・天竜川西方、秋月藩黒田家（黒田甲斐守長貞・五万石）は天竜川東方・舞坂、二本松藩丹羽家（丹羽左京大夫高庸・一〇万石）は美濃国川々、鳥取藩松平家（松平勝五郎・三二万石）と岡藩中川家（中川修理大夫久貞・七万石）は甲斐国川々を担当した。

(60) 『通航一覧』第一（前掲註19）巻四十・五二一頁。

(61) 鞍置馬については久留米藩有馬家、土佐藩山内家に九疋ずつ、鳥取藩松平家に一四疋、二本松藩丹羽家に四疋課せられており、鞍皆具の方は秋月藩黒田家が一〇疋分、岡藩中川家が一四疋分供出することになっていた（前掲註57）。

(62) 「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具之割被仰出御書付写」（前掲註10）、延享五年一月二二日条。

(63) 丸岡藩有馬家（有馬日向守孝純・五万石）、久居藩藤堂家（藤堂佐渡守高雅・五万三〇〇〇石）、赤穂藩森家（森和泉守政房・二万石）、鹿島藩鍋島家（鍋島紀伊守直郷・二万石）、八戸藩南部家（南部遠江守信興・二万石）の五人が公家衆門跡方御馳走を、膳所藩本多家（本多下総守康桓・六万石）が京都火消を命じられ、鞍皆具負担を免除された。彼らの鞍皆具負担数は丸岡藩有馬家が一〇疋分、久居藩藤堂家が一〇疋分、赤穂藩森家が三疋分、鹿島藩鍋島家が一四疋分、八戸藩南部家が三疋分、膳所藩本多家が一二疋分であった（前掲註62）。

(64) 「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具之割被仰出御書付写」（前掲註10）、延享五年三月五日条。

(65) 仲尾宏氏は通信使の江戸到着の遅れの要因に、三使の再任命、釜山での準備や風待ちによる逗留、筑前藍島での事故、木曽川、天竜川での川留めなどを挙げ、漢城府出立の日から数えると六か月と一三日という前例のない

長旅であったとしている（仲尾宏『朝鮮通信使と徳川幕府』前掲註3、二六六―二六八頁）。

(66) 「浚明院殿御実紀」巻七、『徳川実紀』第十篇、宝暦一三年二月三日条。

(67) 津藩藤堂家（藤堂和泉守高豊・二七万石）をはじめ富山藩前田家（前田出雲守利與・一〇万石）、佐倉藩堀田家（堀田相模守正順・一一万石）、二本松藩丹羽家（丹羽若狭守高庸・一〇万石）、中村藩相馬家（相馬弾正少弼尊胤・七万石）の五人が日光・増上寺等の修復を、大野藩土井家（土井能登守利貞・四万石）、神戸藩本多家（本多丹後守忠興・一万五〇〇〇石）、岡部藩安部家（安部丹波守信允・二万石）、泉藩本多家（本多弾正少弼忠籌・一万五〇〇〇石）の四名が大坂加番を命じられ、鞍皆具負担を免除された。

(68) もともと鞍置馬は、津藩藤堂家に一四疋、富山藩前田家、佐倉藩堀田家、二本松藩丹羽家の三人に四疋ずつ、鞍皆具の方は中村藩相馬家に一二疋分、津和野藩亀井家に九疋分、一関藩田村家に六疋分、岡部藩安部家に四疋分、神戸藩本多家、泉藩本多家に三疋分ずつ課されていた（「諸御大名様より被差出候鞍置馬鞍皆具之割被仰出右ニ付伺書御返答」前掲註10、宝暦一二年一一月晦日条）。

(69) 「諸御大名様より被差出候鞍置馬鞍皆具之割被仰出右ニ付伺書御返答」（前掲註10）宝暦一三年四月二三日条。

(70) 高槻藩永井家（永井飛騨守直珍・三万六〇〇〇石）が京都火消を、麻田藩青木家（青木美濃守一新・一万二〇〇〇石）が駿府加番を、横須賀藩西尾家（西尾主水正忠需・三万五〇〇〇石）が藤沢宿接待役を命ぜられた（「諸御大名様より被差出候鞍置馬鞍皆具之割被仰出右ニ付伺書御返答」前掲註10、宝暦一三年八月四日条）。

(71) 高槻藩永井家と横須賀藩西尾家それぞれ鞍皆具を七疋分、麻田藩青木家は二疋分免除された（「諸御大名様より被差出候鞍置馬鞍皆具之割被仰出右ニ付伺書御返答」前掲註10、宝暦一三年八月四日条）。

(72) 服藤弘司『大名留守居の研究―幕藩体制国家の法と権力Ⅲ』（創文社、一九八四年）四一一―四一六頁。

(73) 宮崎道生『新井白石の人物と政治』（吉川弘文館、一九八七年）一八五―一八七頁。